建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条の規定による書面

(建築物に係る解体工事の場合)

1 分別解体等の方法

(該当事項の 欄に「レ」を付すか「 」とする)

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ご	建築設備・	建築設備・内装材等の取り外し	手作業
	内装材等	有 無	手作業・機械作業の併用
			併用の場合の理由()
از آن	屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し	手作業
との作		有 無	手作業・機械作業の併用
			併用の場合の理由()
美人	外装材・	外装材・上部構造部分の取り外し	手作業
作業内容及び	上部構造部分	有 無	手作業・機械作業の併用
び			
解	基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り外し	手作業
体方法		有 無	手作業・機械作業の併用
法			
	その他	その他の取り壊し	手作業
	()	有 無	手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用

(受注者の見積金額)

<u>円(税</u>込)

解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込に要する費用で、 解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

受注者が選択した施設を記載(品目ごとに複数記入可)この欄に書ききれない場合は別紙に記載のこと。

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

(受注者の見積金額)

円(税込)

再資源化等に要する費用とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用 及び運搬に要する費用とする。